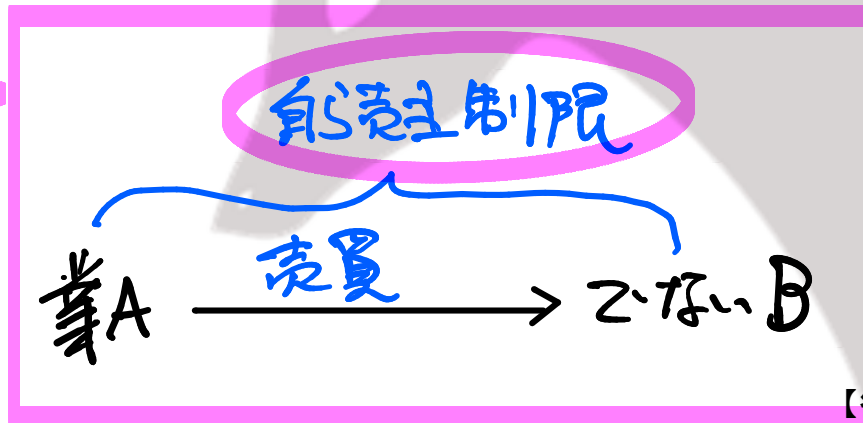


## 契約不適合責任 管業 H26-40-3 &lt;&lt;#448&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

ともに宅地建物取引業者でない売主Aと買主Bがマンションの売買契約を締結した。Bは、Aに対し当該不適合の修補の請求しかできず、損害賠償請求はできない旨の特約は有効である。



【答え】 正しい

&lt;&lt;ポイント&gt;&gt;

売主の担保責任に関する規定は任意規定である。

⇒ 特約によって免除・軽減・加重しても構わない

&lt;&lt;補講&gt;&gt; 宅建業法 自ら売主制限

宅建業法の自ら売主制限(8種制限)の規定は、売主が宅建業者で、買主が宅建業者でない場合にのみ、適用される。

⇒ 売主買主がともに宅建業者(業者間取引)の場合には、適用されない

⇒ 民法で答える